

香川県報



第 72 号

平成 15 年

9月12日(金曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

告 示

- 生活保護法の規定による介護扶助担当機関の指定 (健康福祉総務課) 一
- 身体障害者福祉法の規定による事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 知的障害者福祉法の規定による事業者の指定 () 二
- 児童福祉法の規定による事業者の指定 () 二
- 漁港漁場整備法の規定による漁港区域の変更 (水産課) 二
- 道路の区域変更 (五件) (道路保全課) 四
- 道路の区域変更及び供用開始 (三件) () 四
- 道路の供用開始 (二件) () 五
- 道路の位置指定 (建築課) 五

公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出 (経営支援課) 六
 - 大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出 () 七
 - 平成十五年香川県公告第五百五号（肥料の登録）の廃止 (農業経営課) 七
 - 土地改良事業の適否決定 (土地改良課) 八
 - 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 八
- 選挙管理委員会告示
- 地方自治法に規定する直接請求に必要な選挙権を有する者の五十分の一の数等

告 示

●香川県告示第五百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十五年九月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	平成一五、八、一
事業所（施設）の名称及び所在地	指定居宅介護支援事業所ケアプラザ 麻田 丸亀市津森町二一 九番地
事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	医療法人財団エム・アイ・ユー 丸亀市津森町二一 九番地
サービスの種類	居宅介護支援

●香川県告示第五百十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十五年九月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	三七〇〇〇一 一〇〇九二一 一八
事業所の名称及び所在地	株式会社コムスン 東讃みきケアセン ター 木田郡三木町大字 田中九六一一
申請者の名称及び主たる事務所の所在地	株式会社コムスン 東京都港区六本木 四丁目八番地五号
指定年月日	平成十五年 九月一日
サービスの種類	身体障害者居宅 介護

●香川県告示第五百十三号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十五年九月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇二 一〇〇九一一 四三	グループホームさくら 丸亀市土器町東一丁目二五六番地	社会福祉法人うぶすな会 丸亀市土器町東六丁目八七番地	平成十五年九月一日	知的障害者地域生活援助

●香川県告示第五百十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十五年九月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇三 一〇〇九二一 一六	株式会社コムスン 東讃みきケアセンター 木田郡三木町大字田中九六一	株式会社コムスン 東京都港区六本木四丁目八番地五号	平成十五年九月一日	児童居宅介護

●香川県告示第五百十五号

漁港法の一部を改正する法律（平成十二年法律第七十八号）附則第二条第二項及び漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第五項の規定に基づき、第二種伊吹漁港の区域の欄を次のように改める。

平成十五年九月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

水域	陸域
伊吹漁業協同組合事務所東南角に設置された石柱を中心として、半径千二百メートルの円内の海面	伊吹漁業協同組合事務所東南角に設置された石柱を中心として、半径千二百メートルの円内の地域

●香川県告示第五百十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年九月十二日から同年十月三日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年九月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 高松善通寺線（三十三号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		延 長 (メートル)	備 考
	前	後		
綾歌郡国分寺町新居字本村四五二番一地从先から	一〇・五	一〇・一	九〇	交通安全施設工事による現道拡幅
綾歌郡国分寺町新居字本村四五〇番一地从先まで	一一・三	一一・四	九〇	

●香川県告示第五百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年九月十二日から同年十月三日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年九月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 綾南国分寺線（百八十三号）
- 三 道路の区域

区 間		変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
綾歌郡綾南町大字陶字庄屋三九九番一地从先から	前		九・〇	九二	道路計画の一部変更に伴い昭和六十二年香川県告示第四百七号で変更した区域の一部変更
	後		一一・〇		
綾歌郡綾南町大字陶字庄屋三九八番一地从先まで			一三・〇	九二	

●香川県告示第五百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年九月十二日から同年十月三日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年九月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 満濃普通寺線（二百号）
- 三 道路の区域

区 間		変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡満濃町吉野下一一三八番二地从先から	前		一一・〇	八八	交通安全施設工事による現道拡幅
	後		二六・八		

仲多度郡満濃町吉野下一一五番二地从先まで

後	一三・八	八八	
	三〇・〇		

●香川県告示第五百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年九月十二日から同年十月三日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年九月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 大野原川之江線（九号）
- 三 道路の区域

区 間		変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊郡大野原町大字五郷田野々字下美田乙一九番三地从先から	前		一一・〇	五三六	道路整備工事による現道拡幅
	後		六九・〇		
三豊郡大野原町大字五郷田野々字中美田一三〇番地先まで			一二・〇	五三六	
			九〇・四		

●香川県告示第五百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年九月十二日から同年十月三日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年九月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 橋大角坂手港線（二百四十八号）
- 三 道路の区域

区 間	変更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	六・〇 ） 一四・六	二七六	道路改修工 事による現 道拡幅
後	八・八 ） 五五・四	二七六		

小豆郡内海町坂手字仲人石山乙二番一・二地内

●香川県告示第五百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年九月十二日から同年十月三日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年九月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 炭所西善通寺線（百九十九号）
- 三 道路の区域

区 間	変更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	八・〇 ） 一一・二	一七八	道路改修事 業による現 道拡幅

仲多度郡満濃町炭所西字下大向一
九六二番一地先から

仲多度郡満濃町炭所西字下大向一
八八五番一地先まで

後	八・〇 ） 一四・六	一七八	
---	------------------	-----	--

四 供用開始の期日 平成十五年九月十二日

●香川県告示第五百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年九月十二日から同年十月三日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年九月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 満濃善通寺線（二百号）
- 三 道路の区域

区 間	変更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	一〇・八 ） 一一・九	九二	満濃町道鐘 場涌井線道 路改修事業 に伴う現道 拡幅
後	一一・九 ） 二二・七	九二		

仲多度郡満濃町吉野下一・三・五番
五地先から
仲多度郡満濃町吉野下一・三・五番
一地先まで

四 供用開始の期日 平成十五年九月十二日

●香川県告示第五百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分

の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。
 その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年九月十二日から同年十月三日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年九月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 長尾丸亀線（四十六号）
- 三 道路の区域

区 間	変更前後別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	前	後			
仲多度郡満濃町大字長尾二八三二番一、二地先から 仲多度郡満濃町大字長尾二八三二番一地先まで	七・三	一〇・〇	}	二二七	交通安全施設工事による歩行者道の新設
		一・〇			
		一六・八		二二七	

四 供用開始の期日 平成十五年九月十二日

●香川県告示第五百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年九月十二日から同年十月三日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年九月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 北風戸積浦線（二百五十六号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
香川郡直島町字姫宮五一八番六地先から 香川郡直島町字京ノ山三三三一番一地先まで	七・〇 }	五八〇	平成十二年香川県告示第八百十八号で変更した区域の一部
	四〇・〇		

四 供用開始の期日 平成十五年九月十二日

●香川県告示第五百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十五年九月十二日から同年十月三日まで一般の縦覧に供する。

平成十五年九月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 橋大角坂手港線（二百四十八号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
小豆郡内海町坂手字仲人石山乙二番二二一 地内	八・八 }	一八八	平成十五年香川県告示第五百二十号で変更した区域の一部
	五五・四		

四 供用開始の期日 平成十五年九月十二日

●香川県告示第五百二十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十五年九月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定番号 善土指道 第十一号
- 二 指定年月日 平成十五年八月二十九日
- 三 指定道路の位置 普通寺市普通寺町字砂古裏八九一―四、八九一―七、八九一―八、八九一―一四、八九一―一五、八九一―一六、九二二―四、九二四―一、九二四―二、九二四―三、九二五―一、九二五―二及び同地先農道・水路
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 六・〇メートル及び六・〇四メートル、六・五メートル

延長 九六・三二メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県普通寺土木事務所において閲覧に供する。

公 告

●香川県公告第五百四十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年九月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所
武田建設株式会社
高松市東田町二番地一
サンコー株式会社
- 2 高松市朝日町二丁目二番三四号
大規模小売店舗の名称及び所在地

コープ牟礼・パルサンコー牟礼店別館
木田郡牟礼町牟礼九九四番ほか

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

名 称 住 所

生活協同組合コープかがわ 高松市新北町一四番二七号
サンコー株式会社 高松市朝日町二丁目二番三四号

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成十六年四月二十九日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三、〇九八平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

一五一台

(二) 駐輪場の収容台数

五八台

(三) 荷さばき施設の面積

一・二三・一五平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

四四・七八立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

生活協同組合コープかがわ

開店時刻 午前八時

閉店時刻 午後九時三十分

サンコー株式会社

開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後九時三十分

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時三十分から午後十時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

三箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

コープ棟荷さばき施設

午前六時から午後七時まで

サンコー棟荷さばき施設

午前八時から午後七時まで

二 届出年月日

平成十五年八月二十八日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課

牟礼町建設経済課

2 縦覧期間

平成十五年九月十二日（金曜日）から平成十六年一月十三日（火曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十六年一月十三日（火曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び牟礼町建設経済課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇―八五七〇

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

●香川県公告第五百四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定による変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十五年九月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

イオン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン多度津ショッピングセンター

仲多度郡多度津町北鴨二丁目六二七番地ほか

3 変更しようとする事項

駐車場の収容台数

変更前 一、一六七台

変更後 七九八台

4 変更年月日

平成十六年四月二十六日

5 変更する理由

店舗敷地内に新設する非物販施設の必要駐車台数を確保することにより、小売店舗部分の用に供する駐車台数が減少するため

二 届出年月日

平成十五年八月二十五日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課

多度津町産業課

2 縦覧期間

平成十五年九月十二日(金曜日)から平成十六年一月十三日(火曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十六年一月十三日(火曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び多度津町産業課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇―八五七〇

高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

●香川県公告第五百四十三号

平成十五年香川県公告第五百五号(肥料の登録)は、廃止する。

平成十五年九月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第五百四十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定により、馬越岡地区共同施行が土地改良事業(単独県費補助土地改良事業(農道整備事業)馬越岡地区)を行うことについて平成十五年八月二十九日適当と決定した。

その関係書類を土庄町農林水産課において平成十五年九月十八日から同年十月八日まで

縦覧に供する。

平成十五年九月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第五百四十五号

丸亀市から香川中央都市計画公園の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十五年九月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第九十二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二条第一項の規定による選挙人名簿の登録に伴う地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の三分の一の数(その者の総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数。以下同じ。)は、次のとおりである。

平成十五年九月十二日

香川県選挙管理委員会委員長 大 林 一 友

五十分の一の数

一六、六六九人

三分の一の数

二〇五、五七三人

県議会議員各選挙区における三分の一の数

高松市選挙区

九〇、六九四人

丸亀市選挙区

二一、六五七人

坂出市選挙区

二〇、五六八人

善通寺市選挙区

九、四四九人

観音寺市選挙区	一二、〇三六八
さぬき市選挙区	一五、四二一人
東かがわ市選挙区	一〇、六〇八八
小豆郡選挙区	九、八〇九八
木田郡第一選挙区	七、九四二八
木田郡第二選挙区	六、七三四八
香川郡選挙区	九、八一三八
綾歌郡選挙区	一一、三四三八
仲多度郡第一選挙区	九、〇三三八
仲多度郡第二選挙区	六、五三二八
三豊郡第一選挙区	二〇、一七二八
三豊郡第二選挙区	六、〇〇五八

平成十五年九月十二日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています